

医療・介護総合法の撤回を求める意見書について

本市議会は、国会及び政府に対し別紙のとおり意見書を提出する。

平成26年6月25日提出

厚生環境常任委員会

委員長 桜井直人

医療・介護総合法の撤回を求める意見書

今国会で成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療・介護総合法）」は、社会保障制度改革の一環として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを趣旨としているが、その内容についてさまざまな問題が指摘されている。

医療分野では、都道府県が病院の病床削減を要請等できる仕組みなどが盛り込まれている。

介護分野では、要支援者に対する訪問介護や通所介護を介護保険サービスから市町村の地域支援事業に移行すること、特別養護老人ホームの新規入所者の要件を要介護3以上に限定すること、また、一定以上所得者の利用者負担を2割に引き上げることなどが含まれている。

特に、今回の改定は、介護事業所の経営に大きな影響を与えること、ホームヘルパーの利用が制限されること及びサービスに市町村格差が生じることなどが想定されていることから要支援者・要介護者へのサービスの低下が危惧されている。

このように、医療・介護総合法には、介護保険制度が始まって以来の改革が盛り込まれており、「介護の社会化」の理念と一致しないものとなっている。

よって、国会及び政府におかれては、医療・介護総合法を撤回するよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} あて